

○国土交通省令第四十二号

建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項第一号及び第四号、第九条第三項、第十一条第一項、第十七条第一項並びに第二十四条の四第二項の規定に基づき、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応

するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(実務の経験の内容)</p> <p>第一条の二 法第四条第二項第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築物の設計(法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の四第一項第一号において同じ。)に関する実務</p> <p>二 建築物の工事監理に関する実務</p> <p>三 建築工事の指導監督に関する実務</p> <p>四 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務</p> <p>五 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務</p> <p>イ 建築一式工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)別表第一に掲げる建築一式工事をいう。)</p> <p>ロ 大工工事(建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。)</p> <p>ハ 建築設備(建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。)</p> <p>。 の設置工事</p> <p>六 建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する実務</p> <p>七 前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務</p> <p>2 第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</p> <p>3 第一項各号に掲げる実務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。</p> <p>(心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者)</p> <p>第一条の三 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者)</p> <p>第一条の二 (略)</p>

(治療等の考慮)  
第一条の四 (略)

(免許の申請)

第一条の五 法第四条第一項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を国土交通大臣に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を中央指定試験機関に提出した場合で、当該書類に記載された内容と第一号書式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 国土交通大臣又は中央指定試験機関が交付した一級建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第二項第一号、第二号又は第三号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 法第四条第二項第四号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ 国土交通大臣が別に定める法第四条第二項第五号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ 法第四条第二項第五号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 第一号の二書式による実務の経験を記載した書類(以下この号に

(治療等の考慮)  
第一条の三 (略)

(免許の申請)

第一条の四 法第四条第一項又は第三項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

において「実務経歴書」という。)及び第一号の三書式による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類

2|| 法第四条第五項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一号書式による免許申請書に、前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3|| 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを(以下「一級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

(削る)

(免許の取消しの公告)

第六条の二 法第九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〜三 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」

(新設)

2|| 前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを(以下「一級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

3|| 第一項の場合において、法第四条第三項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第一項の免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(免許の取消しの公告)

第六条の二 法第九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〜三 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の三、第一条の四第一項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条及び第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第二条第一項中「

とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の二の二第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」とする。

## 第十条 削除

第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の二の二第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」とする。

### (実務の経験の内容)

第十条 法第十四条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の設計（法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の

第十二条 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した一級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の一級建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

（削る）

（受験申込書）

第十五条 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第十四条第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

四 第一項第一号において同じ。）に関する実務

二 建築物の工事監理に関する実務

三 建築工事の指導監督に関する実務

四 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務

イ 建築一式工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）

ロ 大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）

ハ 建築設備（建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事

五 建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する実務

六 前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務

第十二条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2|| 前項に規定する申請は、第十五条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

（受験申込書）

第十五条 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第十四条第一号、第二号又は第三号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

ロ 法第十四条第二号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ 国土交通大臣が別に定める法第十四条第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ 法第十四条第三号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(削る)

二 申請前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2 (略)

(構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書)

第十七条の十四の二 法第二十条第二項の規定による交付は、第四号書式により行うものとする。

(工事監理報告書)

第十七条の十五 法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所<sup>に属する</sup>建築士が建築士事務所の業務として作成した図書のうち次に掲げるものとする。

一 設計図書のうち次に掲げるもの

ロ 法第十四条第四号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ 国土交通大臣が別に定める法第十四条第五号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ 前各号に掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第五号の規定により同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二

三 申請前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもの

2 (略)

(構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書)

第十七条の十四の二 法第二十条第二項の規定による交付は、第四号の二書式により行うものとする。

(工事監理報告書)

第十七条の十五 法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所<sup>に属する</sup>建築士が建築士事務所の業務として作成した設計図書のうち次に掲げるもの又は工事監理報告書で、法第三条から第三条の三までの規定により建築士でなければ作成することができないものとする。

一 配置図、各階平面図、二面以上の立面図及び二面以上の断面図

イ 配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図

ロ 当該設計が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物の設計である場合にあつては、当該構造計算に係る図書

ハ 当該設計が建築基準法施行令第四十六条第四項又は同令第四十条七条第一項の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあつては当該各項の規定に、同令第八十条の二又は建築基準法施行規則第八条の三の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあつては当該各条の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるもの、それぞれ適合することを確認できる図書（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 工事監理報告書

5 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 五 (略)

六 第一条の五第一項又は第二項の規定による免許の申請を受理すること。

七 十六 (略)

二 当該設計が建築基準法第六条第一項第二号又は第三号に係るものであるときは、前号に掲げるもののほか、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書

5 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 五 (略)

六 第一条の四第一項の規定による免許の申請を受理すること。

七 十六 (略)



<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span></p> <p>あるときはその罪及び刑 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span></p> <p>あるときはその罪及び刑 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span></p> <p>あるときは、その日 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span></p> <p>業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間 <span style="float: right;">年 月 日から</span></p> <p>5 精神の機能の障害により一級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 <span style="float: right;">はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></span></p>	<p>経歴由庁(機関)記載欄 <span style="float: right;">経歴録簿欄記載欄</span></p>
--	--

---

(第三面)

登錄免許稅納付書領收証書，振替払込受付証明書貼付欄

第一号の二書式（第一号の五関係）（A4） 実務経歴書

【記入注意】 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの履歴に関する業務の経歴について、長年にわたる業務内容を年代順に記入していただく必要があります。記載内容の記入不備や漏れが生じた場合、提出や追加書類の提出を求められ、登録が滞る場合があります。また、直前の実務経歴を記載した場合、建築士法上の補償や登録が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴書提出明書を提出します。

私は、〒 年 月 日 氏名（ 自 言 ）  
 国土交通大臣 殿  
 中央指定登録機関  
 （住所）

勤務先等		勤務先等	
勤務先（記載名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
在職期間	地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第一条の二）	
年月～年月	年月数		
		建築実務の詳細	
		建築実務経歴期間の合計	
		年	月

(1)	実務経歴の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に）	用途・構造・規模・担当業務（等）	建築実務経歴期間	年月数
			年月～年月	年月数
(2)	実務経歴の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に）	用途・構造・規模・担当業務（等）	建築実務経歴期間	年月数
			年月～年月	年月数
(3)	実務経歴の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に）	用途・構造・規模・担当業務（等）	建築実務経歴期間	年月数
			年月～年月	年月数

※添付書類（添付）記載欄 ※登録機関記載欄

(新設)

実務経歴証明書

年 月 日

国土交通大臣  
中央指定登録機関  
殿  
(名称)

証明者

印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した一級建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者氏名

2. 建築実務経歴  
建築実務経歴期間の合計： 年 月  
建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となります。

(別る)

第四号書式 (第十五条関係)(A4)						
実 務 証 書						
今までの補遺に関する取扱いの問題について年代順に書いてください。 由記簿票も含まず。 ※印欄は記入しないで行ってください。						
勤務生(所属まで)	所在地(市町まで)	左 書 期 年月～年月 年数		地位欄名	勤務行名 (できるだけ 具体的に)	※
※審査		※(1)	※(2)	※(3)	※経由/記載欄 (責任者職氏名)印	

第四号書式 (第十七条の十四の二関係) (A4)  
(略)

第四号の二書式 (第十七条の十四の二関係) (A4)  
(略)

第四号の二書式 (第十七条の十五関係) (A4)  
(略)

第四号の二の二書式 (第十七条の十五関係) (A4)  
(略)

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第二条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十二条 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けるときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十三条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の添付書類に記載された事項</p> <p>2   前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>一 国土交通大臣の使用に係る電子計算機と中央指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、中央指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを中央指定登録機関に交付する方法</p> <p>(講習事務の実施基準)</p> <p>第二十八条 法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しく</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十二条 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けるときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十三条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項</p> <p>(新設)</p> <p>二   前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>一 国土交通大臣の使用に係る電子計算機と中央指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、中央指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを中央指定登録機関に交付する方法</p> <p>(講習事務の実施基準)</p> <p>第二十八条 法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しく</p>

はこれに相当する外国の学校において法第四條第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ハ (略)

九十三 (略)

(講習事務の実施基準)

第三十九條 法第二十二條の三第二項において準用する法第十條の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一七 (略)

八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四條第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ハ (略)

九十一 (略)

(講習事務の実施基準)

第四十二條 法第二十六條の五第二項において準用する法第十條の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一七 (略)

八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四條第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当す

はこれに相当する外国の学校において法第十四條第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ハ (略)

九十三 (略)

(講習事務の実施基準)

第三十九條 法第二十二條の三第二項において準用する法第十條の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一七 (略)

八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第十四條第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ハ (略)

九十一 (略)

(講習事務の実施基準)

第四十二條 法第二十六條の五第二項において準用する法第十條の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一七 (略)

八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第十四條第一号に規定する建築に関する科目を担当する教

<p>る教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>ハ (略)</p> <p>九〇十一 (略)</p> <p>(一級建築士試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、建築士法施行規則第十五条第二項の受験申込書並びに同条第一項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>ハ (略)</p> <p>九〇十一 (略)</p> <p>(一級建築士試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。ただし、第一条中建築士法施行規則第六条の二の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 前条の規定による施行前に行われた一級建築士試験に合格した者に対するこの省令による改正前の建築士法施行規則第一条の四第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日前に行われた直近二回の一級建築士試験のうちいずれかの一級建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの省令による改正後の建築士法施行規則第十二条の規定の適用については、なお従前の例による。